

診断書（長崎県育英会所定）		
住 所		
氏 名	昭 和 平 成 令 和	年 月 日生 男女
病 名	手術をうけた 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
発 症 受 傷 場 所	発 病 ・ 受 傷 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
精神又は身体 の障害の程度	番号	精神又は身体障害の状態 （症状が固定し、若しくは回復の見込みのないもの の番号に○をつけ、その詳細を記入すること）
第 一 級	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体障害により労働能力を喪失したもの
第 二 級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しく障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の5つの指又は親指及び人差指を併せて4つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備 考 1 各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。		
2 視力を測定する場合においては、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式試視力表による。		

発病又は受傷の原因		
現在までの経過（年月順に）		
現在の症状		
機能回復の可能性		
その他の所見		
上記のとおり診断します。		
年 月 日		
住所		
医師		
氏名		
育英会 使用欄 （記入しないこと）	奨学生番号	学校 大学